明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

7　精神保健福祉援助実習は、精神科病院、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）又は厚生労働大臣が別に定める施設若しくは事業のうち精神保健福祉援助実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）を利用して行わなければならない。

8～10　（略）

（実習演習科目の確認）

第三条　（略）

2　前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

八　実習施設等の概要及び実習指導者の氏名

3・4　（略）

（変更の届出）

第四条　前条第一項の確認を受けた者は、同条第二項又は第四項に規定する事項に変更があったときは、遅滞なく、文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2　（略）

第二条　精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目）	（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目）
第一条　精神保健福祉士法（以下「法」という。）第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第二十号までに掲げる科目とする。	**第一条**　精神保健福祉士法（以下「法」という。）第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十八号までに掲げる科目とする。
一　医学概論	一　次に掲げる科目のうち一科目
二　心理学と心理的支援	イ　人体の構造と機能及び疾病
三　社会学と社会システム	ロ　心理学理論と心理的支援
四　社会福祉の原理と政策	ハ　社会理論と社会システム
五　地域福祉と包括的支援体制	二　現代社会と福祉
	三　地域福祉の理論と方法
	四　社会保障
	五　低所得者に対する支援と生活保護制度